

● Interview  
民生児童委員協議会の会長に話を聞きました



**会長 佐藤 正市さん**  
上郷町 72歳  
遠野市民生児童委員協議会

上郷地区民生児童委員協議会会長  
民生委員・児童委員(上郷町3区担当)  
岩手県民生児童委員協議会理事

Q 民生児童委員の役割とは

難しいイメージがあるかもしれませんが、活動はシンプルです。地域の実情を把握し、困っている住民がいたら関係機関に伝えること。私たちが困りごとを直接解決するのではなく、住民と市・関係機関をつなぐ存在です。

Q 普段どのような活動をしていますか

主に一人暮らしや障がいのある人の自宅を訪問したり、電話で相談を受けたりしています。地域・学校行事や研修会にも参加しています。活動はひとそれぞれですが、訪問がメインです。

Q 訪問や相談で毎日忙しいのでは

そんなことはないです。訪問も相談も毎日ではなく、1日中続くわけでもない。電話相談が2〜3分だけの日も。私の場合、そういった日が月平均15日程です。

Q 専門的な知識が必要ですか

はじめから専門知識は必要ないと思っています。町内にも同僚委員がいますし、市の担当課がフォローしてくれます。各地区を担当する社協の「丸ごと相談員」も非常に頼りになります。何かあれば動きやすい人がベストですが、誰でもできる職務だと思います。

Q やりがいを教えてください

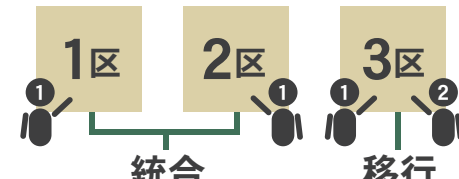
地域で困っている人が一人ずつ減っていく、人のためになる仕事だと思っています。相談から適切な対応につながった時はホッと、生活向上の一助を担えた、「よがったな」といった気持ちになります。

令和7年に向け「定数見直し」検討も進めます  
来年は委員改選 & 行政区再編

来年12月に民生児童委員の一斉改選を迎えます。行政区再編後、各町内で民生児童委員はどのように配置されるのか、今後の方針を紹介します。※委員の改選に伴う地域からの推薦期限は6月頃です。

①現在の配置状況

計114人  
人口に合わせて、各行政区に1〜3人配置



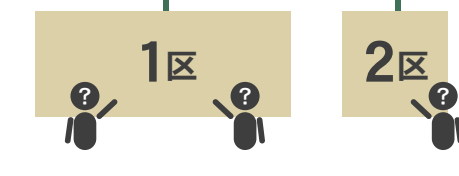
改選  
②令和4年(2022.12.1~)

計114人  
旧行政区の人数を新行政区に引き継ぐ



③令和7年(2025.12.1~)

計???人  
定数見直し(今後、地域と一緒に検討)



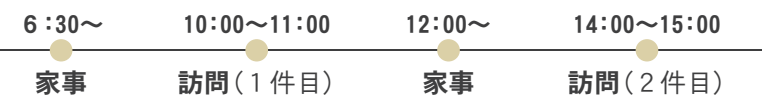
活動を紹介

民生児童委員さんの1日

民生児童委員さんから、ある1日の活動を教えてもらいました。

A委員

訪問が主な活動です。月1・2回を目途に自宅に行き、1時間くらいお話をします。週2日程、福祉施設でお手伝いの仕事をしながら、自分にできる活動をしています。



主な活動  
01 友愛訪問

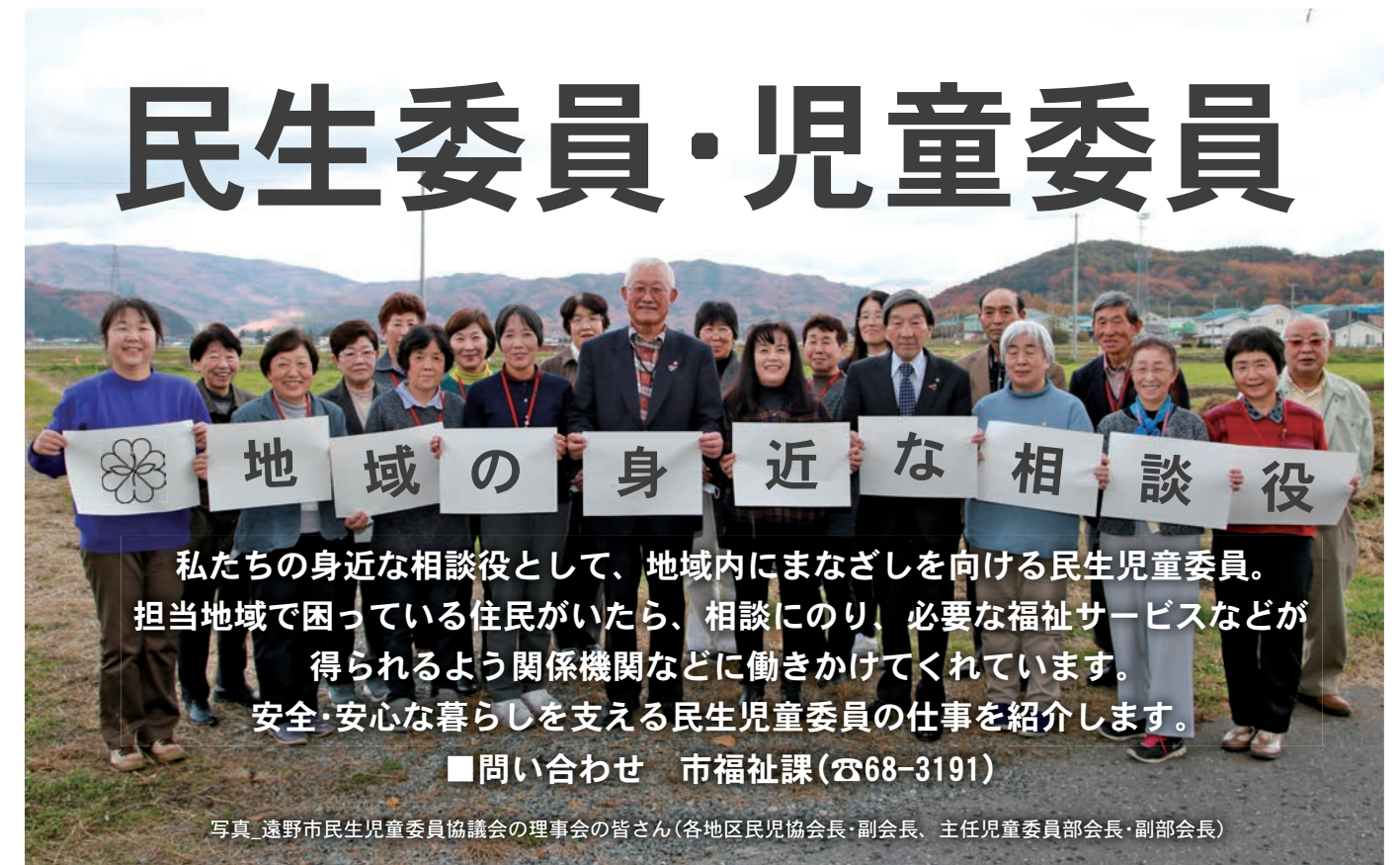


担当区域内の一人暮らし高齢者などを中心に、自宅への訪問や電話などで、見守り・相談などの活動を行います。

02 協議会活動



毎月1回、全地区の民児協会長らが集まる理事会と、各地区の委員が集う定例会を開催し、情報を共有・相談します。



民生委員・児童委員

地域の身近な相談役

私たちの身近な相談役として、地域内にまなざしを向ける民生児童委員。担当地域で困っている住民がいたら、相談にのり、必要な福祉サービスなどが得られるよう関係機関などに働きかけてくれています。安全・安心な暮らしを支える民生児童委員の仕事を紹介します。

■問い合わせ 市福祉課(☎68-3191)

写真 遠野市民生児童委員協議会の理事会の皆さん(各地区民児協会長・副会長、主任児童委員部会長・副部会長)

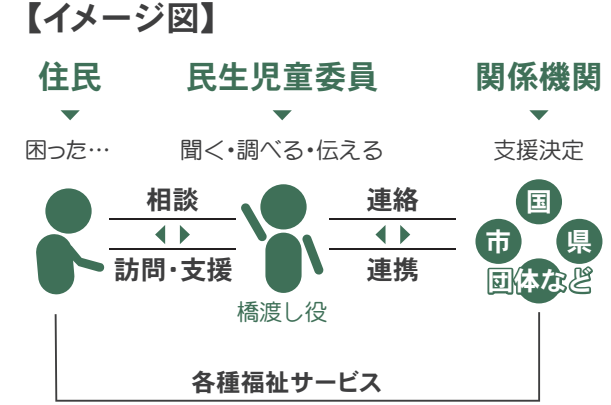
民生児童委員の職務と活動

地域を知り、住民と関係機関・団体をつなぐ「橋渡し役」

市民の皆さんが安心して暮らせるよう、市内各地で活動している民生児童委員。地域住民からの福祉や子育てなどの困りごと、心配ごとの相談に応じ、行政や専門機関・団体などにつなぐ橋渡しをしています。市内には114人が在籍し、子育ての相談などを専門にする主任児童委員の役割を持つ人もいます。

- ▶任期 3年間
- ▶年齢 20歳以上(年齢基準日/12月1日時点)
- ▶身分 地域から推薦され、厚生労働大臣(国)から委嘱された特別職の公務員。無報酬(※)のボランティアです。(※)国から民生児童委員協議会に活動費が交付されます。そのほか、本市では独自に相談員報酬(地区民児協会長・副会長54,000円/年額、委員48,000円/年額)を支給しています。

委員の仕事



主な職務

- 01 区域の社会調査 担当区域内の住民の実情や福祉の需要を把握します。
- 02 相談対応 地域住民が抱える問題などの相談にのります。
- 03 住民への情報提供 社会福祉の制度やサービスの内容を住民に提供します。
- 04 関係機関への連絡 必要な福祉サービスが得られるよう、関係機関などにつなぎます。
- 05 意見を伝える 活動で得た問題点や改善策などをまとめ、民生児童委員協議会を通じて関係機関に意見を伝えられます。